



地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業

令和8年9月

環境省 地域脱炭素政策調整担当参事官室

1. 地域脱炭素実現に向けた再エネ導入に関する政策的背景

地域脱炭素（地域GX）の意義

- 2050年ネット・ゼロ、2030年度46%削減の実現には、**地域・くらしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素**の取組が極めて重要。
- 地域特性に応じた**地域脱炭素の取組**は、エネルギー価格高騰への対応に資するほか、未利用資源を活用した**産業振興**や非常時のエネルギー確保による**防災力強化**、地域エネルギー収支（経済収支）の改善等、**様々な地域課題の解決にも貢献し、地方創生に資する。**

地域特性に応じた再エネポテンシャル

- ・豊富な日照
→**太陽光発電**
- ・良好な風況
→**風力発電**
- ・間伐材や端材
・畜産廃棄物
→**バイオマス発電**
- ・荒廃農地
→**営農型太陽光**
- ・豊富な水資源
→**小水力発電**
- ・火山、温泉
→**地熱発電、バイナリー発電**

地域経済活性化・地域課題の解決

企業誘致・地場産業振興

- 大規模な電力需要施設であるデータセンター、半導体企業等の誘致
- 太陽光発電や風力発電などの関連地域産業の育成
- 循環型産業（太陽光パネルリサイクル産業等）の育成

農林水産業振興

- 営農型太陽光発電収入やエネルギーコスト削減による経営基盤の安定・改善
- 畜産バイオマス発電収入や畜産廃棄物コスト削減による経営基盤の安定・改善
- 林業の新たなサプライチェーン・雇用の創出

観光振興

- 観光地のブランド力向上、インバウンド強化

防災力・レジリエンス強化

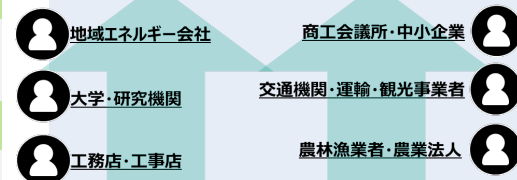
- 避難所等への太陽光・蓄電池の設置によるブラックアウトへの対応
- 自営線マイクログリッド等による面的レジリエンスの向上・エネルギー効率利用

再エネの売電収益による地域課題解決

- 地域エネルギー会社等が再エネ導入等により得た利益の一部を還元し、地域課題解決に活用
 - ・地域公共交通の維持確保
 - ・少子化対策への活用
 - ・地域の伝統文化の維持に対する支援 等

産官学金労言

地方公共団体・金融機関
中核企業等が
主体的に参画



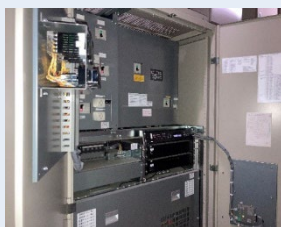
1. 地域脱炭素実現に向けた再エネ導入に関する政策的背景

本事業のポイント

- 地域脱炭素の実現に向けては、**地方公共団体が主導**となり、**目標や計画の策定にとどまらず、具体的な脱炭素施策の実施を推進**していく必要がある。
- 本事業において、**地方公共団体自らの事務及び事業の脱炭素化や区域内の脱炭素化に向けた具体的な施策の検討・実施、地域共生・地域裨益型の再エネの導入、地域中核人材の活用・育成・連携**を支援することとしており、地方公共団体及び地域関係者のみなさまには積極的にご活用いただきたい。

地域における脱炭素のメリットの出し方は多種多様

石川県珠洲市の太陽光パネル・蓄電池
(震災時の行政機能維持)



写真提供：珠洲市



エネルギー自立



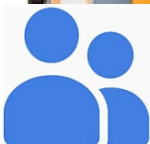
産業創出



獣害対策

北海道下川町（子育て支援＋不妊治療補助）

山梨県ZEH等支援制度（新築の例）



人口減少対策（＋地元林業振興）

やまなし KAITEKI 住宅	必須	すべての世帯
【要件】 ①長期優良住宅(R7.4.1以降新築基準)であること ②断熱等性能等級 6 以上 ③相当隙間面積1.0㎡/㎡以下		20万円
さらに		
子育て世帯等※＜加算額＞		20万円

やまなし KAITEKI 住宅／ZERO	すべての世帯
【要件】 ①一次エネ削減率 35%以上(再エネ除く) ②一次エネ削減率100%以上(再エネ含む)	
	20万円
+	
やまなし KAITEKI 住宅／FORET	すべての世帯
県産木材使用量による区分 (いずれか)	
10㎡以上 かつ 50%以上	40万円
7.5㎡以上 かつ 40%以上	30万円
5㎡以上 かつ 30%以上	20万円

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業



【令和9年度要求額 1,850百万円（630百万円）】



「宣言から実行へ」。地域脱炭素の実現に向けて、具体的な脱炭素施策の検討・実施、地域人材の育成等を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画、GX2040ビジョン等に基づき行う地域脱炭素の取組は、我が国の2050年ネット・ゼロ、2035年度に60%、2040年度に73%削減を実現するとともに、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資することが求められている。

地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、自らの事務及び事業の脱炭素化や区域内の脱炭素化に向けた具体的な施策を検討・実施すること、地域共生・地域裨益型の再エネを導入すること、地域中核人材の活用・育成・連携等を行うことが不可欠であり、そのための支援を全国的・集中的に実施する。

2. 事業内容

地方公共団体による、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定、都道府県等を核とした地域脱炭素施策づくり、地域共生型再エネ事業創出等のための理解醸成、地域脱炭素実現に向けた地域中核人材の活用・育成・連携等に対する支援を行う。併せて、地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討を行う。

(1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

- ①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援
- ②都道府県等を核とした地域脱炭素施策づくりに係る支援
- ③地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

(2) 地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等に係る支援

(3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業

- ①脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談
- ②地域における中核人材育成研修
- ③地域の実情に応じた官民連携強化

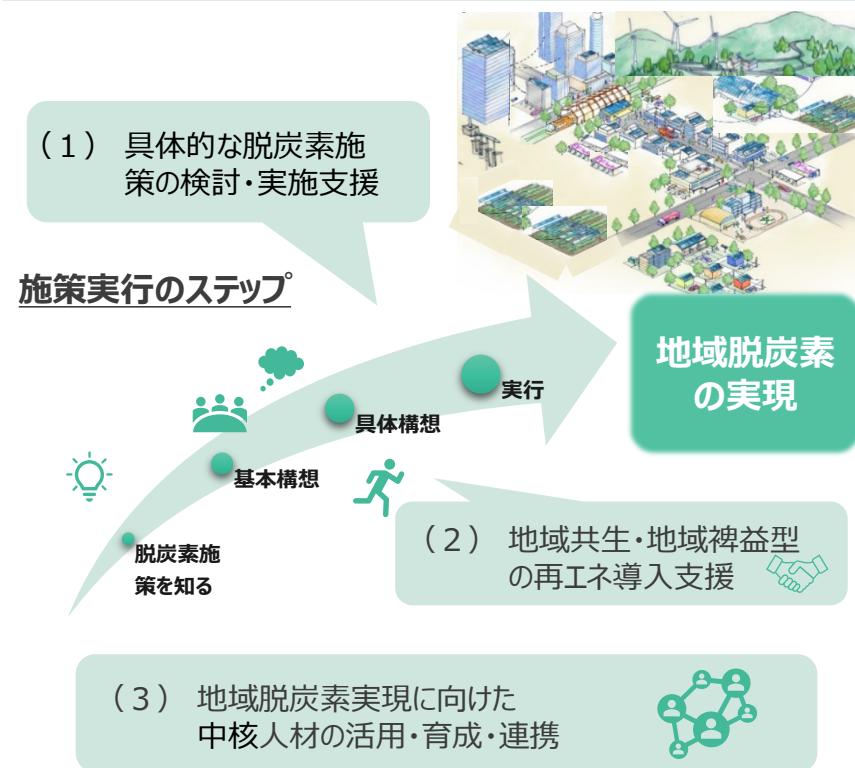
3. 事業スキーム

■事業形態：(1)① 間接補助事業(定率、上限設定あり)、(1)②③(2)(3) 委託事業

■補助・委託：(1)① 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
(1)②③(2)(3) 民間事業者・団体等

■実施期間：令和8年度～令和12年度

4. 補助対象、支援対象の例、事業イメージetc.



お問合せ先：

(1)環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

(2)環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109、環境省大臣官房環境影響評価課 電話：03-5521-8235、環境省自然環境局自然環境計画課 電話：03-5521-8343、環境省自然環境局野生生物課 電話：03-5521-8353

(3)環境省大臣官房地域政策課 電話：03-5521-8328

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 (1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援



公共施設等への再エネ導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、ゼロカーボンシティ宣言や地方公共団体実行計画の策定等にとどまらず、具体的な脱炭素施策の「実行」に移すことが求められる。これを後押しするため、公共施設への太陽光発電設備の導入等による自らの事務及び事業の脱炭素化や、地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえた区域内的の脱炭素化について、その具体的な施策の検討・実施を支援する必要がある。

2. 事業内容

① 公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援

民間事業者・団体等との協働による公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、再エネ設備の導入に向けた計画策定を支援する。

② 都道府県等を核とした地域脱炭素施策づくりに係る支援

地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえ、都道府県等を核とし、管内市区町村をはじめとする他の地方公共団体や地域の関係者等と共同・連携した具体的な施策の検討や実施体制の構築、事業の実施等を支援する。

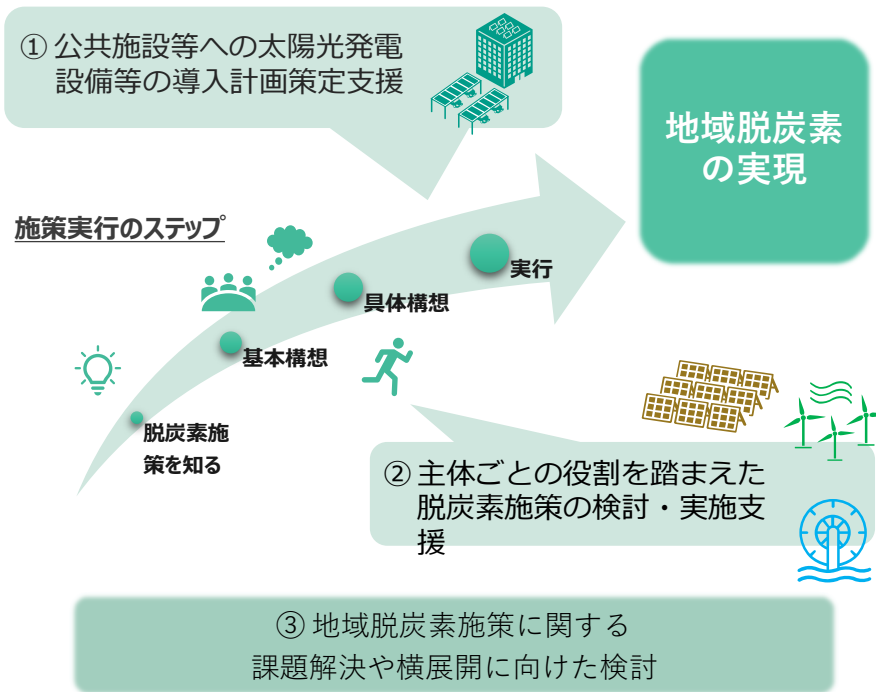
③ 地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

地球温暖化対策計画の見直し等を踏まえ、地域脱炭素実現に向けた課題解決や先行的な取組の横展開等を図るための検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態：① 間接補助 1/2（上限1,000万円） ※対象施設数により上限1,500万円、②③ 委託事業
- 補助・委託：① 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）、②③ 民間事業者・団体等
- 実施期間：令和8年度～令和12年度

4. 補助対象、支援対象の例、事業イメージetc.



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 ①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援

- ❖ 2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に向けて、**2030年度までに設置可能な公共施設等の約50%に太陽光発電設備を導入し（6.0GW）、2040年度までに100%導入**を目指す。
- ❖ 地方公共団体の公共施設においては、2030年度までに4.82GWの太陽光発電設備導入目標に対し、**令和7年度までの導入量は0.300GW**にとどまっており、目標達成に向けて導入を加速化していく必要がある。
- ❖ 本事業では、民間事業者・団体等との協働による**設備設置予定建築物や周辺環境等の確認のための現地調査、電力需要量及び事業採算性等**を踏まえた**太陽光発電設備の導入に向けた計画策定を支援**することとしている。

ご参考：施設種別による導入適性や導入事例（導入効果含む）に関するとりまとめ資料を環境省HPで公開しています。ぜひご参照ください。https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/local_keikaku/jimu/files/tool/202603pyjirei.pdf

【事業内容のイメージ（例）】

① 事業者と自治体のマッチング



民間事業者
・団体等

あの公共施設は太陽光導入のポテンシャルが高そうなので
屋根を有効活用したい！

補助率1/2、上限1,000万円の環境省支援を活用して
申請しましょう！

複数自治体の施設をまとめて申請するので大丈夫です！

営業

声かけ

公共施設に太陽光導入するための可能性調査した
いけど単独予算は少ない…

自組織だけではノウハウも少なく、どうしたら良いのか
わからない…



地方公共団体

- 複数地方公共団体を共同申請者として、単一の民間事業者等が申請することも可
- 補助上限は1,000万円（対象施設数により上限1,500万円）
（過年度事業では上限800万円）
- 補助率は1/2（過年度事業では補助率3/4）

② 共同して執行団体へ申請、採択



民間事業者・団体等
（代表申請者）



地方公共団体
（共同申請者）

申請

採択



環境省等

申請の主体は民間事業者。地方公共団体は民間の計画への同意。

- 耐震性、積載荷重を確認できる資料がある施設を調査対象とすること
- 実効的な導入計画策定に向けた詳細な調査・検討も可

③ 補助事業の実施及び事業実施後



民間事業者・団体等
（代表申請者）



地方公共団体
（共同申請者）

事業
報告

精算・
支払い



環境省等

次年度以降に太陽光導入に向けた発注等を行い、
公共施設に太陽光発電設備を導入！

- 民間事業者等は、その後の導入につながる調査や見積書の提出など、設備導入の実現に資する調査・報告を行う
- 当該事業終了後3年以内に設備導入を行う
- 環境省等による進捗の確認あり

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 (1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援



公共施設等への再エネ導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、ゼロカーボンシティ宣言や地方公共団体実行計画の策定等にとどまらず、具体的な脱炭素施策の「実行」に移すことが求められる。これを後押しするため、公共施設への太陽光発電設備の導入等による自らの事務及び事業の脱炭素化や、地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえた区域内的脱炭素化について、その具体的な施策の検討・実施を支援する必要がある。

2. 事業内容

① 公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援

民間事業者・団体等との協働による公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、再エネ設備の導入に向けた計画策定を支援する。

② 都道府県等を核とした地域脱炭素施策づくりに係る支援

地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえ、都道府県等を核とし、管内市区町村をはじめとする他の地方公共団体や地域の関係者等と共同・連携した具体的な施策の検討や実施体制の構築、事業の実施等を支援する。

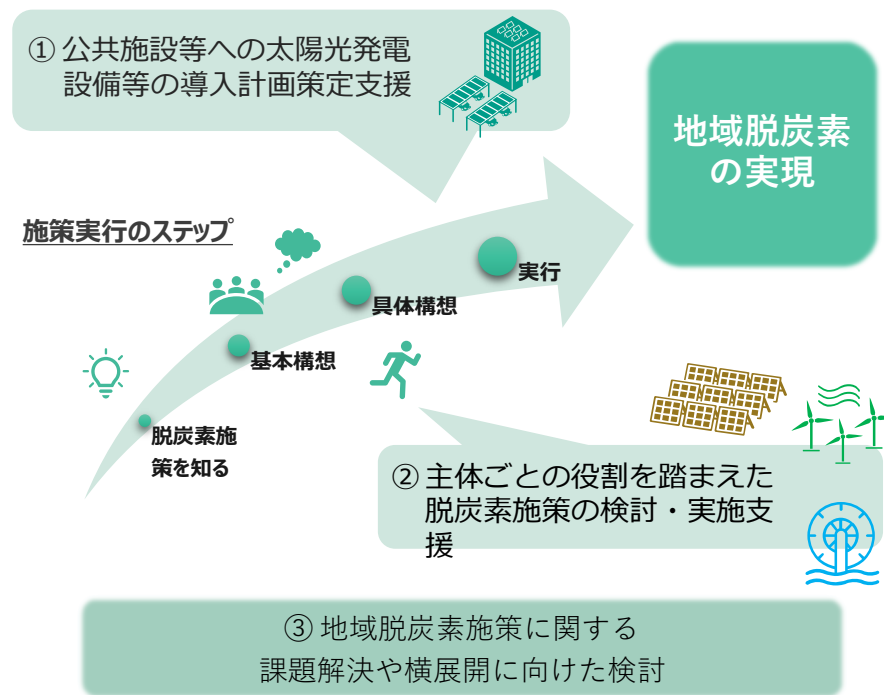
③ 地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

地球温暖化対策計画の見直し等を踏まえ、地域脱炭素実現に向けた課題解決や先行的な取組の横展開等を図るための検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態：① 間接補助 1 / 2（上限1,000万円） ※対象施設数により上限1,500万円、②③ 委託事業
- 補助・委託：① 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）、②③ 民間事業者・団体等
- 実施期間：令和8年度～令和12年度

4. 補助対象、支援対象の例、事業イメージetc.



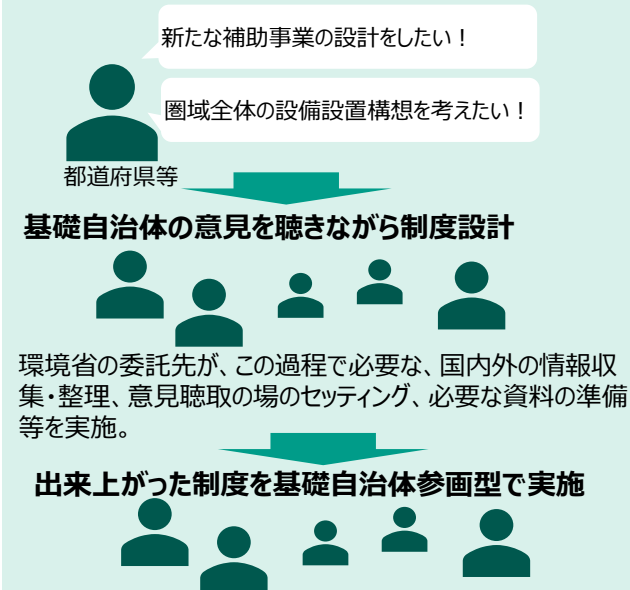
お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

- ❖ 都道府県等が、基礎自治体による参画を基本とした、地域脱炭素施策の検討や実施体制の構築及び事業の基本的な設計を行う際に、環境省（委託先）が都道府県等に対する伴走支援を実施。
- ❖ 具体的には、都道府県等による太陽光発電設備の共同購入・調達、ZEB・ZEHに係る都道府県等の独自事業化、都道府県等主導の地域エネルギー会社の運営など、各地の特性に応じた取組に関する施策づくりを実施することを想定。
- ❖ 類型として、主に以下の3類型（組み合わせ可）を想定。
 - ① 都道府県等の独自事業の設計（基礎自治体参画型を基本とする）
 - ② 域内又は自身の取組の標準化及び横展開
 - ③ 地域人材・民間団体等との共同による取組実装

※ 1 団体が、予算の範囲内で、同一年度に複数の施策づくりを実施することも可。

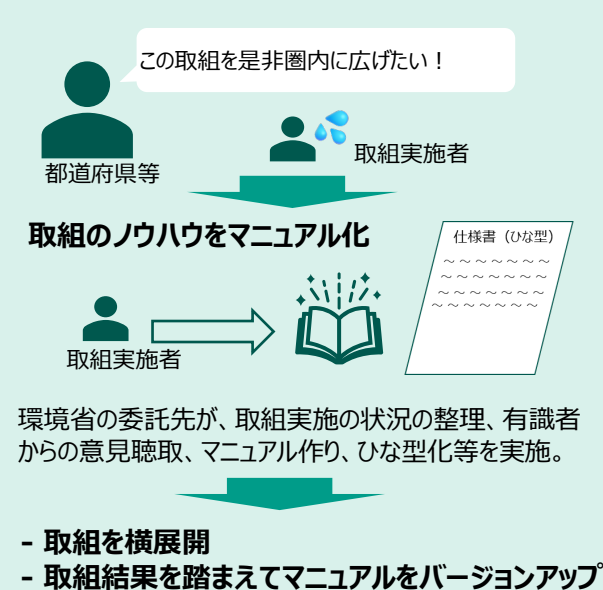
【事業内容のイメージ（例）】

① 都道府県等の独自事業の設計

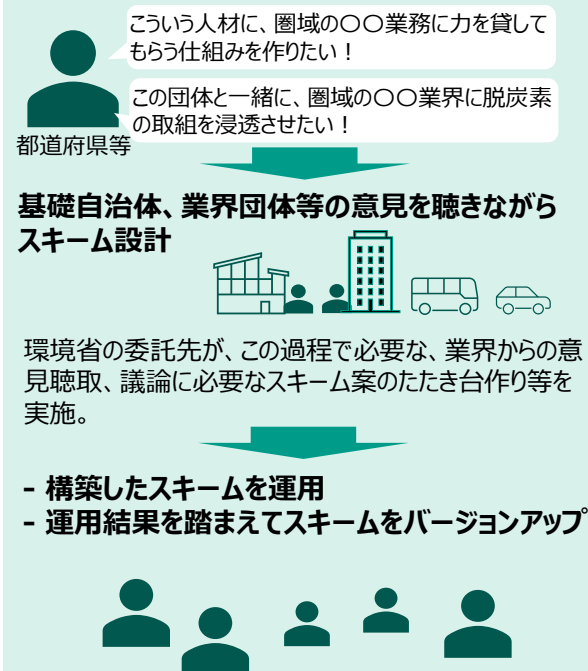


※ 参画の形は画一的でなくてOK。
※ 具体的な前例として、北海道「住まいのゼロカーボン化推進事業」山梨県「やまなしKAITEKI住宅普及促進事業」あり。

② 域内又は自身の取組の標準化及び横展開



③ 地域人材・民間団体等との共同による取組実装



地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 (2) 地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等に係る支援



地域共生型再エネの導入促進に向けて、理解醸成、地域主体の事業条件の整理等に係る実践例の創出を行います。

1. 事業目的

2050年ネット・ゼロの実現に向け、地域関係者との合意形成を図り、環境に適正に配慮した再エネの導入を最大限推進するため、再エネ促進区域等の設定に係るゾーニング等への支援を行うとともに、具体的な案件形成を見据え、自治体・事業者・地域が再エネによる地域裨益策の検討ができるよう理解醸成等に係る支援を行う。

2. 事業内容

地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等に係る支援

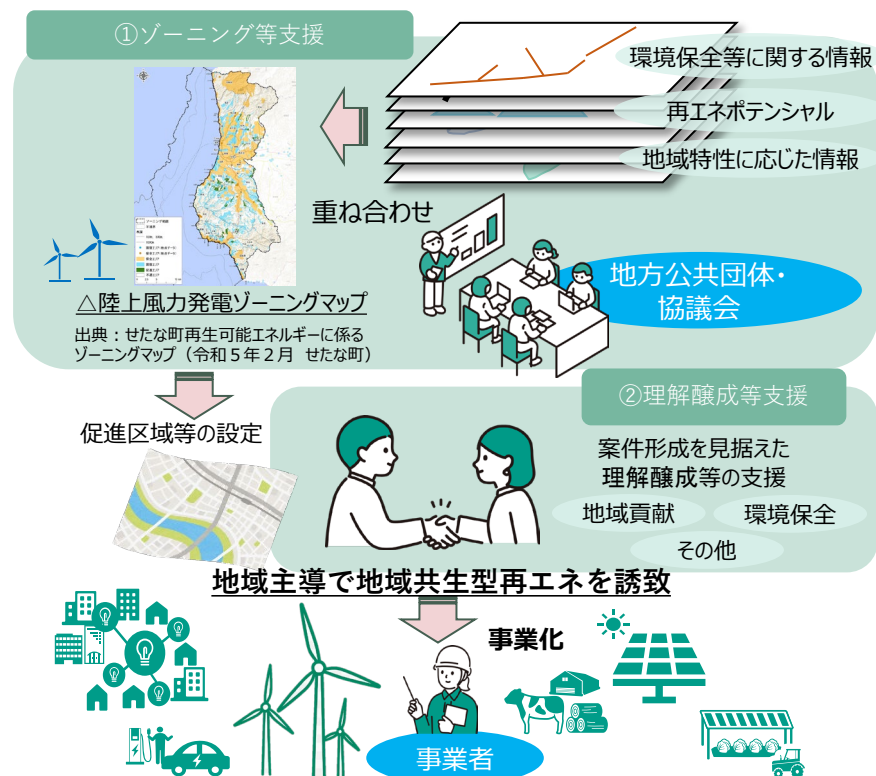
自治体・事業者・地域が再エネによる具体的な地域共生・地域裨益の取組を検討し、計画策定・実行できるよう、理解醸成（地域裨益の取組に係る自治体からの相談対応や情報提供、地域における勉強会の開催）等に係る支援を行う。その際、生成AIを用いた、地域にて管理・更新しやすいマップづくりも行う。

また、生物多様性・生態系の保全の観点から再エネの導入を原則として避けるべきとされたエリアにつき、自然共生サイトの認定に向け、重点的に支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 補助・委託：民間事業者・団体等
- 実施期間：令和8年度～令和12年度

4. 補助対象、支援対象の例、事業イメージetc.



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109、環境省大臣官房環境影響評価課 電話：03-5521-8235、
環境省自然環境局自然環境計画課 電話：03-5521-8343、環境省自然環境局野生生物課 電話：03-5521-8353

1. 令和9年度予算要求に向けた方針

理解醸成

(2) 地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等に係る支援（委託事業）

- 地域共生型の再エネ導入を進めるためには、地域の側からの「先手」を打った対応が必要。
- 「先手」としては、技術的なマップづくりを伴うゾーニング（補助で支援実施済）と、地域における理解醸成との両面から進める必要がある。
- **本事業では、後者に関し、住民等の関係者に、地域の自然的社会的状況、再エネ導入ポテンシャル、再エネ導入のメリット等を説明するとともに、再エネの導入がなされる場合にはどのような条件を地域として望むか（地域裨益の取組、促進区域の範囲等）を聴取し、意見交換を行うことを想定（実際の事業内容は、実施市町村の状況・意向を踏まえて設定）。**
- **特に再エネ導入を望まないエリアで自然共生サイトへの認定を目指す地域については、自然共生サイトの認定に向けた政策的誘導を重点的に行う。（詳細次ページ）**

【事業内容のイメージ（例）】

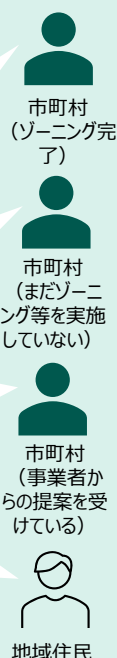
① 既存の課題

ゾーニングマップが完成し、再エネを積極的に導入できるように促進区域も設定したが、その後具体的な事業にまでは進んでいない…

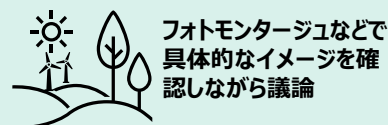
ゾーニングマップを作成したいが、何から取り掛かればいいのか分からない…

再エネ事業者から引き合いが来ているが、あまり知見が無い。事業者とのやりとりで当たって住民の意見を整理し、今後に備えたい。

自分の住む地域に再エネ導入を目指している事業者がいるらしい話を聞いたが、昨今報道されているようなトラブルが起きるのではないかと。



② 住民との意見交換等を実施【意見交換会】



市町村 地球温暖化防止活動推進センター 環境省 等

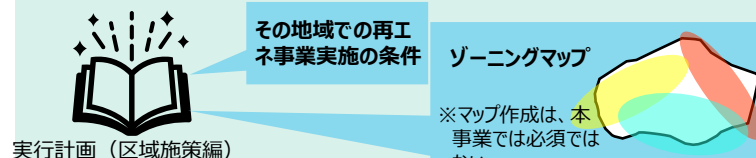
地域の状況、再エネ導入のメリット、促進事業制度の趣旨説明等

地域裨益の取組等地域住民の意見を聴取

地域裨益をもたらすような再エネ導入であれば、自分たちにとってもメリットとなるかも！



③ 住民等から聴取した意見を、各市町村にて「地方公共団体実行計画」に反映（促進区域の設定、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等）



地域としての再エネに関する意思を地域があらかじめ示し、個別の事業における事業者と住民等の摩擦を未然に防ぐ

④ 地域と共生し、地域の課題解決にも資する地域裨益を実現

